平成２６年（フ）第２４４号
千葉県松戸市二ツ木1901番地　センチュリー馬橋306号
債務者　三枝　美仁
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２４５号
千葉県松戸市二ツ木1901番地　センチュリー馬橋306号
債務者　三枝　雅子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５７号
千葉県野田市山崎2131番地の１　メルベーユパルⅢ１階102号
債務者　高柳　俊騎
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２６３号
千葉県柏市中原２丁目12番37―202号
債務者　伊藤　　都
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２３２号
熊本市東区沼山津４丁目11番60号
債務者　小﨑　重和
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６１号
熊本県下益城郡美里町中郡1217番地４
債務者　森口　宏之
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２８５号
熊本市中央区水前寺５丁目24番25―401号
債務者　浅田　弘美
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３５号
青森県五所川原市金木町喜良市坂本369番地２
債務者　今　小枝子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
青森県五所川原市金木町芦野365番地32　第二金木団地14号
債務者　蝦名壽江子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第６０１号
名古屋市中村区剣町258番地の２、住民票上の住所愛知県一宮市大和町苅安賀字薬師堂43番地１
債務者　藤王　康晴
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８１号
山口県下関市彦島塩浜町２丁目17番11号
債務者　川崎　尚子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９３号
北九州市門司区新開13番６―105号
債務者　木村　朋代（旧姓金石）
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２５９号
北九州市八幡西区南鷹見町10番１―101号
債務者　中崎　　聡
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３９号
山口県美祢市秋芳町秋吉3450番地４
債務者　斉藤　和子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
山口市大内御堀896番地５、前住所山口県防府市大字台道3549番地の１　大道ハイツ103
債務者　本間　俊雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５５号
山口市大内御堀2231番地５
債務者　安光　　誠
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
熊本市中央区本荘町757番地８
債務者　木村　義子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８６２号
名古屋市東区新出来２丁目１番13号　ロータリーマンション新出来308号
債務者　篠﨑　祥治
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部